



しょう しゃふくし かんれん ようご
障がい者福祉に関連する用語

| | |
|-----------------------------------|---|
| <p>のーまらいぜーしょん ノーマライゼーション</p> | <p>しょう しゃ こうれいしゃ ひとびと ひと い しゃかい ふくし 障がい者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉 かんきょう せいび じつげん めざ かんが かつ 環境の整備、実現を目指す考え方。</p> |
| <p>ばりあふりー バリアフリー</p> | <p>ばりあふりー けんちくようご ばりあ しょうへき 「バリアフリー」とは、もともとは建築用語で「バリア(障壁)」 を「フリー(のぞく)」、つまり障壁となるものを取り除き、生活 しやすくすることを意味する。建物内の段差など、物理的な しょうへき じよきよ い いみ あ さいきん ひろ いみ もち 障壁の除去と言う意味合いから、最近ではより広い意味で用 いられてきている。</p> |
| <p>はったつしょう 発達障がい</p> | <p>はったつしょう じへいしょう あす べる がーしょうこうぐん がくしゅうしょう 発達障がいは、自閉症、アスペルガー症候群、学習障が い(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などに類する脳機能 しょう しょうじょう つうじょうていねんれい はつげん さいきん の障がいで、その症状が通常低年齢で発現する。最近では、 おとな はったつしょう しゃかいもんだい 「大人の発達障がい」も社会問題となってきた。</p> |
| <p>こうじのうきのうしょう 高次脳機能障がい</p> | <p>のうこうそく やのうしゅつ こうつうじ こ のうざしょう りゅう 脳梗塞や脳出血、交通事故による脳挫傷などさまざまな理由 で脳が受傷した後に起こる障がい。記憶力や注意力の ていか ないよう りかい だんど さいい 低下、内容の理解ができない、段取りが組めない、些細なこと おこ のう じゅしょう ばしよ ていど で怒るようになったり脳が受傷した場所や程度によってさ まざまな症状が現れ、多くの方に複数の症状が重なり合 はっしょう って発症する。</p> |
| <p>やんぐけあー ヤングケアラー</p> | <p>ほんらい おとな にな そうてい かじ かぞく 本来ならば大人が担うと想定されているような家事や家族の せわ かいご にちじょうてき おこな こ 世話、介護を日常的に行っている子どものこと。</p> |
| <p>いんくるーしぶきょういく インクルーシブ教育</p> | <p>しょう うむ かが こ いっしょ まな 障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが一緒に学べ る仕組みのこと。</p> |
| <p>あくせしびりてい アクセシビリティ</p> | <p>あくせしびりてい しょう うむ ねんれい アクセシビリティ (Accessibility) とは障がいの有無や年齢、 お じょうきょう かが さまざま りようしや じょうほう 置かれている状況に関わらず、様々な利用者が情報や さーびすあくせす じょうたい サービスにアクセスしやすい状態のこと。</p> |
| <p>びあさぼーと ピアサポート</p> | <p>おな たちば かだい かが ひとどうし たが ささ あ 同じような立場や課題を抱える人同士が、お互いに支え合 うこと。</p> |

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>合理的配慮</p> | <p>合理的配慮は、障がい者一人ひとりの必要性や、その場の状況に応じた変更や調整など、それぞれ個別な対応となる。</p> |
| <p>成年後見制度</p> | <p>知的障がい・精神障がい・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人がいろいろな契約や手続をするときにお手伝いする制度。</p> |
| <p>共生社会</p> | <p>「共生社会」は、さまざまな人々が、すべて分け隔てなく暮らしていくことのできる社会です。障がいのある人もない人も、支える人と支えを受ける人に分かれることなく、ともに支え合い、さまざまな人々の能力が発揮されている活力ある社会です。</p> |
| <p>ヘルプカード</p> | <p>障がいなどのある人が困った時に、周囲の方に配慮や手助けをお願いしやすくするための情報を伝えるためのカードです。</p> |
| <p>障害者虐待防止法 (H24施行)</p> | <p>正式名「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」は、虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律。</p> |
| <p>障害者差別解消法 (H28施行)</p> | <p>障がいのある人に対する「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を『障がいを理由とする差別』と規定し、これらの行為を禁止している法律。</p> |

◎ 毎年12月3日から12月9日までは『障がい者週間』です。障がい者週間は、障がい者があらゆる分野の活動に参加することを促進するために「障害者基本法」により設けられているものです。

◎ 毎年4月2日は国連が定める『世界自閉症啓発デー』です。

また、4月2日から4月8日までは厚生労働省が定める

『発達障がい啓発週間』です。

4月2日には、みなさんも青色のものを身に着けて、

自閉症をはじめとする発達障がいの人たちとつながってみませんか。

